

浜松市介護保険料の減免に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市介護保険条例（平成12年浜松市条例第54号。以下「条例」という。）第12条に規定する介護保険料の減免について、必要な事項を定める。

(減免申請)

第2条 条例12条第2項の規定による申請は、介護保険料徴収猶予・減免申請書（第1号様式）により、納期限前7日までに減免を必要とする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(減免の率)

第3条 減免の率は、別表に定めるとおりとする。この場合において、減免額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げた金額を減免額とする。

(結果の通知)

第4条 介護保険料の減免の可否を決定したときは、その旨を介護保険料減免決定通知書（第2号様式）・介護保険料減免却下通知書（第3号様式）により納付義務者に申請日から14日以内に通知するものとする。ただし、更新申請の場合は、当該年度の4月末までに通知するものとする。

(減免の期間)

第5条 条例第12条第1項の規定による保険料の減免は、減免の申請をした日以降最初に到来する納期に係る年度分の保険料について行うものとする。ただし、浜松市介護保険料減免基準及び事務取扱要領（平成18年4月1日制定。以下この条において「要領」という。）に規定する被拘禁者減免については要領に定めるとおりとする。

(減免額の変更)

第6条 前条の規定により減免の決定を受けた者が、保険料賦課根拠に変更が生じた場合には、変更後の納入通知書を交付するものとする。

(減免の取消)

第7条 条例第12条第1項の規定により介護保険料の減免を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、減免を取り消し、保険料を一時に徴収できるものとする。

- (1) 虚偽の申請、その他不正の行為によって当該措置を受けたとき。
- (2) 減免の決定を受けた者の財産の状況・その他の事情の変化により減免をすることが不相当であると認められるとき。

(減免の理由消滅の届出)

第8条 介護保険料の減免を受けている者は、減免を受ける理由が消滅した場合には、条例第12条第3項の規定により、介護保険料減免理由消滅申告書（第4号様式）を直ちに市長に提出しなければならない。

(減免の取消通知)

第 9 条 介護保険料の減免を取り消した場合は、前条の申告書を受け取った日から 14 日以内に介護保険料減免取消通知書(第 5 号様式)により納付義務者あてに通知するものとする。

(減免申請の取下)

第 10 条 条例第 12 条第 2 項の規定により、介護保険料の減免申請をした者が何らの理由により、その申請を取下げの場合は、介護保険料減免申請取下申出書(第 6 号様式)を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

減免原因	減免の適用条件	減免割合			
1 条例第12条(1)に該当 (震災、風水害、火災等の災害による住宅、家財又はその他の財産の損害)	災害により資産の減少(保険金又は損害賠償金等により補填される金額を除く。)があった者で、第1号被保険者に直接関わる場合については、100分の30以上の資産の減少があった者。	次の区分による減免の割合とする。			
		前年の 世帯合計所得金額	損失の程度 資産の総価格 100分の70以上	資産の総価格 100分の50以上 100分の70未満	資産の総価格 100分の30以上 100分の50未満
		300万円以下	免除	免除	100分の60
		300万円を超え500万円以下	100分の80	100分の60	100分の40
		500万円を超え750万円以下	100分の60	100分の40	100分の20
		750万円を超え1000万円以下	100分の40	100分の20	100分の10
		1000万円を超える場合	100分の20	100分の10	100分の5
2 条例第12条(2)、(3)、(4)に該当 (2)死亡、病気等による世帯の収入の著しい減少 (3)失業、廃業等による世帯の収入の著しい減少 (4)干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作及び不漁等による世帯収入の著しい減少	第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年の合計所得が1000万円以下の者で、当該年の推定所得が、前年に比し100分の30以上の所得の減少があった者。	次の区分による減免の割合とする。			
		前年の 世帯合計所得金額	所得減少の程度 前年の合計所得金額の 100分の70以上	前年の合計所得金額の100分の 50以上70未満	前年の合計所得金額の100分の 30以上50未満
		300万円以下	免除	100分の80	100分の60
		300万円を超え500万円以下	100分の80	100分の60	100分の40
		500万円を超え750万円以下	100分の60	100分の40	100分の20
		750万円を超え1000万円以下	100分の40	100分の20	100分の10

第1号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所
申請者
氏 名

介護保険料徴収猶予・減免申請書

年度分介護保険料の徴収猶予・減免を受けたいので、浜松市介護保険条例第11条・第12条の規定により次のとおり申請します。

記

第 1 号 被 保 険 者	被 保 険 者 番 号				
	フリガナ		申請者から みた関係		
	氏 名				
	住 所				
	電 話				
世帯の主たる生計維持者の氏名					

保険料額及び納期限
申請理由

様

浜松市長

介護保険料減免決定通知書

年度 介護保険料の減免の申請に対し以下のとおり決定することになりましたので通知します。

被保険者番号	
--------	--

被保険者氏名	
--------	--

決定内容	
申請年月日	
決定年月日	
決定事由	
減免内容	
減免額	
減免期間	

【問い合わせ先】

【審査の請求】

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に〔審査庁〕に対して審査請求をすることができます。
- 審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表するものは浜松市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- なお、上記の期間を経過する前であっても、審査請求にあつてはこの処分があった日の翌日から起算して1年、処分の取消しの訴えにあつては審査請求に対する日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなり、又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

浜松市長

介護保険料減免却下通知書

年度 介護保険料の減免の申請に対し以下のとおり却下することになりましたので通知します。

被保険者番号	
--------	--

被保険者氏名	
--------	--

却下内容	
申請年月日	
決定年月日	
却下事由	
減免内容	

【問い合わせ先】

【審査の請求】

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に〔審査庁〕に対して審査請求をすることができます。
- 審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表するものは浜松市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- なお、上記の期間を経過する前であっても、審査請求にあってはこの処分があった日の翌日から起算して1年、処分の取消しの訴えにあっては審査請求に対する日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第4号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所
申請者
氏 名

介護保険料減免理由消滅申告書

記

浜松市介護保険条例第12条の規定により、年度分介護保険料の減免について下記の理由により認定されておりましたが、その理由が消滅したので次のとおり申告します。

記

被 保 険 者	被保険者番号			
	フリガナ		申請者から みた関係	
	氏 名			
	住 所			

保険料額	
減免理由	

様

浜松市長

介護保険料減免取消通知書

年度 介護保険料の減免の決定に対し以下のとおり取消することになりましたので通知します。

被保険者番号	
--------	--

被保険者氏名	
--------	--

取消内容	
申請年月日	
決定年月日	
取消事由	
減免内容	
減免額	
減免期間	

【問い合わせ先】

【審査の請求】

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に〔審査庁〕に対して審査請求をすることができます。
- 審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表するものは浜松市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- なお、上記の期間を経過する前であっても、審査請求にあつてはこの処分があった日の翌日から起算して1年、処分の取消しの訴えにあつては審査請求に対する日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすることは処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第6号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所
申請者
氏 名

介護保険料減免申請取下申出書

介護保険料の減免申請をしましたが下記の理由により申請を取下げます。

記

被 保 険 者	被 保 険 者 番 号			
	フリガナ		申請者から みた関係	
	氏 名			
	住 所			
	電 話			

取下理由